

# 調布市都市計画図

市街化区域及び市街化調整区域・地域地区  
都市計画施設・市街地開発事業・地区計画

[注] 本図は概略を示すもので、詳細については「東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課」又は「調布市都市整備部まちづくり推進課」に備え置く「指定図書」を閲覧してください。

用途地域種別	図中 建築制限率(%)	図中 高度地区	防火・防風地帯	規制される日影期間	備考
第一種低層住居専用地域	30	50	指定なし	3時間以上	1.5m
第二種低層住居専用地域	40	80	第一種	3時間以上	2時間以上
第一種中高層住居専用地域	50	100	準防火(一)	4時間以上	2.5時間以上
第二種中高層住居専用地域	60	150	準防火(二)	3時間以上	2時間以上
第一種住居地域	60	150	準防火(一)	高さ10mを超えたる建築物	3時間以上
第二種住居地域	60	200	準防火(一)	高さ10mを超えたる建築物	4時間以上
準住居地域	60	200	準防火(一)	高さ10mを超えたる建築物	4時間以上
近隣商業地域	80	300	準防火(一)	高さ10mを超えたる建築物	4時間以上
商業地域	80	400	防火	対象区域外(但し、高さ10mを超えたる建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。)	
準工業地域	60	200	準防火(一)	高さ10mを超えたる建築物	3時間以上

都市計画施設	
調布市道	都市計画道路
公園・緑地	都市計画公園・緑地
河川	都市計画河川
高速鉄道第10号線	都市高速鉄道第10号線
駐車場	都市計画駐車場
空港	都市計画空港
ごみ処理施設	ごみ処理施設
団地の住宅施設	団地の住宅施設

地域地区	
境界線	用途地域の境界線
特別用途地区	特別用途地区
高度利用地区	高度利用地区
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区
生産緑地地区	生産緑地地区

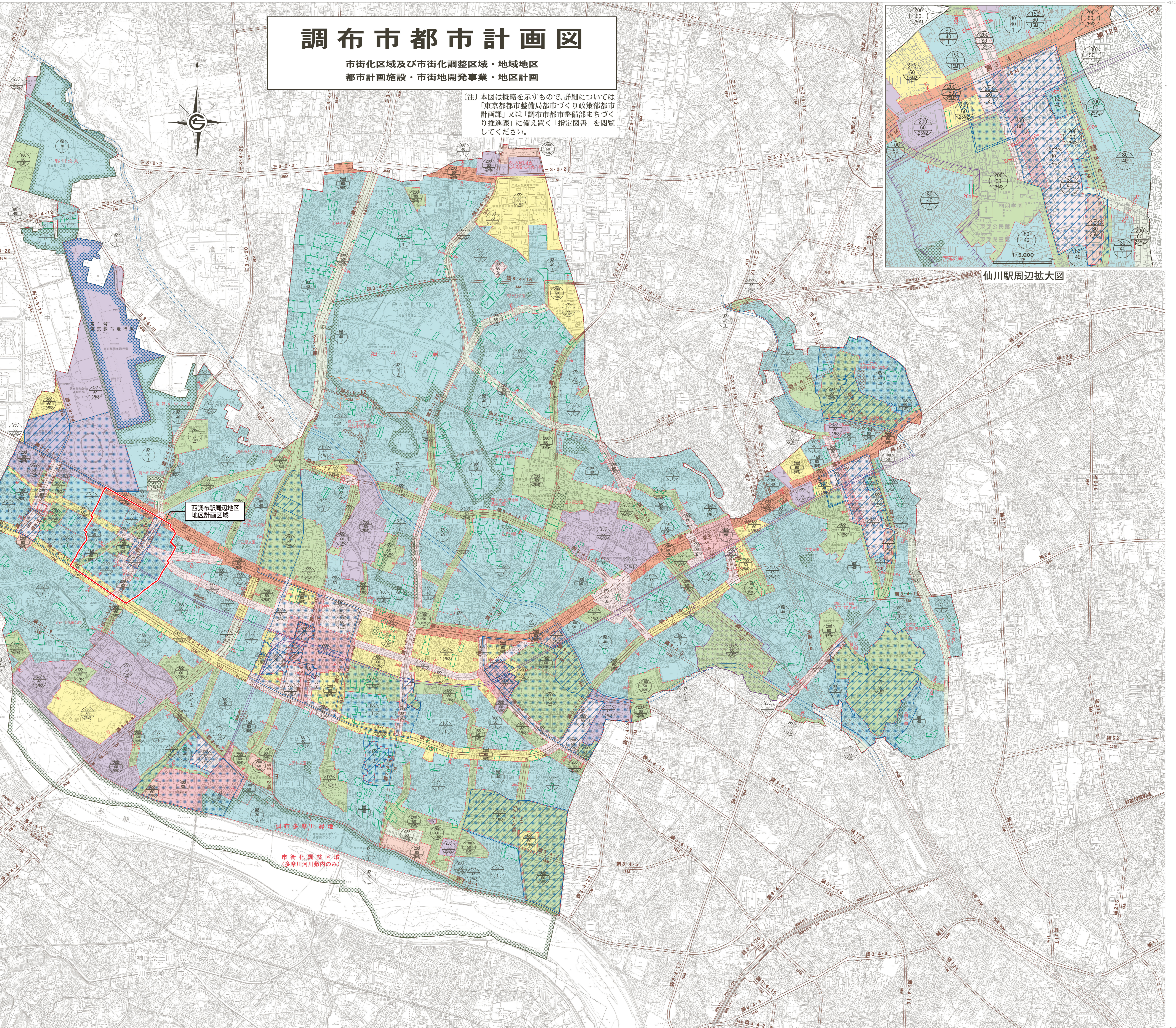
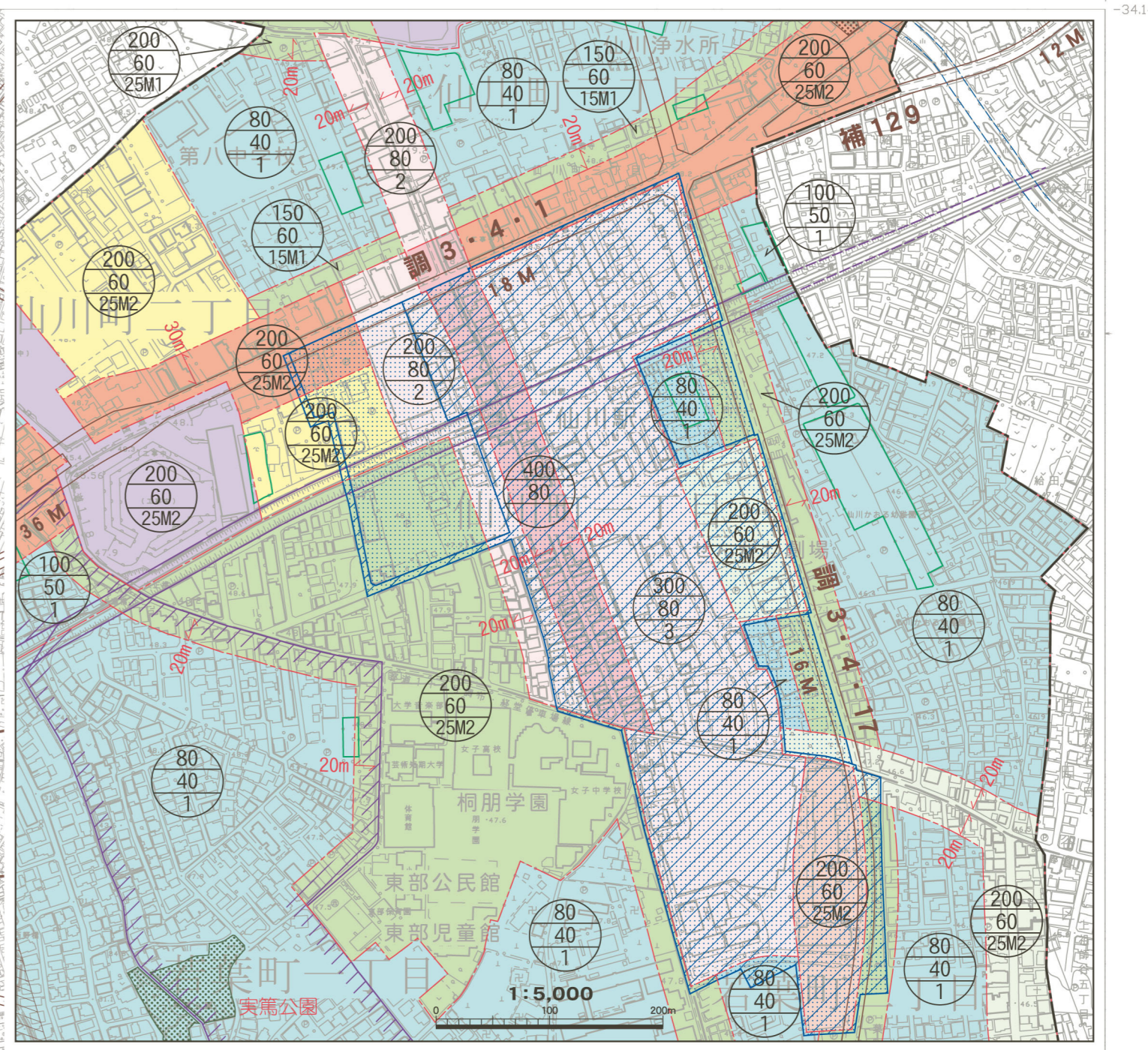
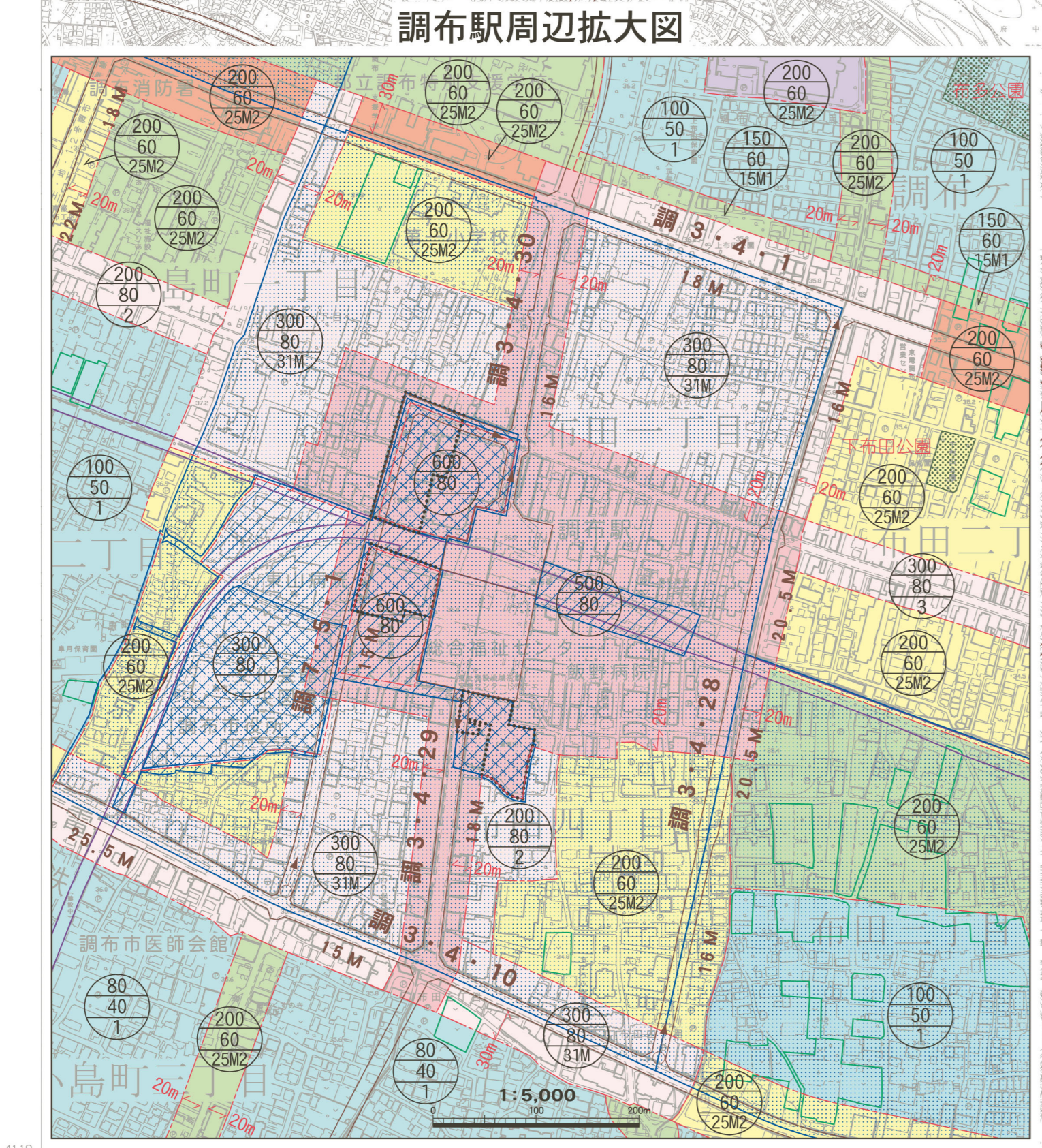
  

地区計画	
地区計画区域	地区計画区域
地区整備計画区域	地区整備計画区域

その他	
市街地再開発事業	市街地再開発事業
土地区画整理事業	土地区画整理事業

※第一種低層住居専用地域の建築物の高さの最高制限は10mです。  
 ※防火地域又は準防火地域の指定がない場合は、建築基準法第23条第1項の規定に基づき区域に指定されています。  
 ※調布市全域が宅地造成及び特定盛土等規制法の宅地造成等工事規制区域に指定されています。  
 ※調布市全域が建築物再生可能エネルギー利用促進区域に指定されています。



株式会社バス二調製

令和七年三月作成 調布市

この図は参考図であり、正確な都市計画の線を表示するものではありません。

この図は、東京都市整備局の都市づくり政策部都市計画課が作成したものであり、東京都市整備局の著作権に帰属します。この図を複製、転載、頒布することはできません。また、この図を改変して利用することもできません。この図の作成に当たっては、関係機関及び関係者から多くのご意見をいただきました。関係機関及び関係者の皆様には、改めてお礼申し上げます。この図の作成に当たっては、関係機関及び関係者から多くのご意見をいただきました。関係機関及び関係者の皆様には、改めてお礼申し上げます。